

長崎大学のガバナンスに関する報告書(令和4年度)

作成日 令和4年7月26日

最終更新日 令和4年10月11日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和4年10月1日
国立大学法人名		国立大学法人 長崎大学
法人の長の氏名		河野 茂
問い合わせ先		政策企画部政策企画課計画・評価班 電 話：095-819-2013 E-mail：kaikaku@ml.nagasaki-u.ac.jp
URL		http://www.nagasaki-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>【確認及び経緯】 経営協議会は、国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況について、国立大学法人長崎大学が行った適合状況調査結果をもとに、各原則への適合状況と判断する理由や根拠を検証した結果、当法人は各原則にすべて適合していることを確認した。 なお、書面会議にて開催の第131回経営協議会において、全原則の適合状況等について示され、8月31日までに意見が求められ、委員から主に次のようなコメントがあった。これに対し、10月7日の第132回経営協議会の開催前に文書により各委員へ回答を行い、当日の審議において了承された。</p> <p>【コメント等】 1. コードNo.1-1の適合状況の概要のうち、「中期目標及び中期計画」に関し、長崎大学独自の目標、計画を加えていることを記載してよいのではないか。 2. コードNo.1-3④の適合状況の概要のうち、中期的な財務計画の策定に関し、予算の傾斜配分の記載があるが、定量的指標に依存する評価により真に教育研究の質の改善が推進されているのかとの誤解を受けないよう文章を修正したほうがよいのではないか。</p> <p>【対応】 1. 独自目標を掲げていることを追記した。 2. アクションプランに示されているとおり、改革意欲のある部局等に対して傾斜配分を行うという趣旨であり、これにより部局長等の改革への意識づけに繋がり、教育研究の改善に資すると捉えている。また、「成果を中心とする実績状況に基づく配分」については第4中期期間において引き続き実施され、それに基づいて運営費交付金が本学に配分されるという仕組みであるため、定量的指標の見直しが世界的に進んでいるとはいえ、財務的には当該指標に沿った戦略的傾斜配分が、現時点では重要であるという認識から文章の修正はしない。</p>

<p>監事による確認</p>	<p>更新あり</p>	<p>【確認及び経緯】</p> <p>監事は、国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況について、国立大学法人長崎大学が行った適合状況調査結果をもとに、各原則への適合状況と判断する理由や根拠を検証した結果、当法人は各原則にすべて適合していることを確認した。</p> <p>確認に当たっては、本学の計画・評価本部会議で審議された全原則の適合状況等について主に次のような意見を述べ、これに対する対応の説明があった。</p> <p>なお、ガバナンス・コードへの対応については、今後とも形骸化することがないように、規則の制定等の形式的な確認に止まらず、当法人が有する特性を踏まえつつ必要に応じたガバナンス体制の見直しに留意願いたい。</p> <p>【コメント等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コードNo.2-1-3の適合状況の概要のうち、副学長の業務報告会について記載の箇所に、理事だけでなく関連副学長とあるが、他の副学長が出席しているのか。 2. コードNo.3-3-1②、3-3-1③の適合状況の概要について、記載する内容のボリュームにもよるとは思うが、もう少し具体的なわかりやすいポイントを記載できるのならば追記した方がよい。 3. コードNo.3-3-3①、3-3-3②の適合状況の概要について、3-3-1③の適合状況の概要には学長の任期は4年と2年との記載があるにもかかわらず、当該概要には3年とあり、説明がされないと現在の学長の任期と変更されたことがわからない。このことについて説明する記載を追記していただきたい。 4. コードNo.3-4-1①の適合状況の概要について、今年度、公益通報者の範囲の拡大及び保護の強化を行うように公益通報に関する規則の一部改正を行ったが、学長に対する第三者性・中立性に関しても当該原則に記載できるのではないかと検討いただきたい。 <p>【対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 副学長業務報告会を設置した当初は他の副学長も参加していたため「関連副学長」との表現をしていたが、現在は他の副学長は参加しておらず、他に監事が参画することとなったため修正する。 2. ご意見のとおりわかりやすい表現となるよう追記した。 3. コードNo.3-3-1③の概要に「現学長」と「次期学長」とを区別して記載し、コードNo.3-3-3①、3-3-3②の概要においては「現学長」と追記することで対応した。 4. 学長に対する第三者性・中立性を強化したことを追記した。
<p>その他の方法による確認</p>		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記 載 欄
<p>原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学の理念の実現のため、国立大学法人制度に則り、6年間の中期目標期間ごとに、基本的目標及び中期目標を定めている。令和4年4月1日から令和10年3月31日までの第4期中期目標期間における基本的目標は次のとおりであり、同内容は中期目標と併せ本学ホームページ上において公表している。</p> <p>【大学の理念】 長崎大学は、長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する。</p> <p>【大学の基本的目標】 長崎大学は、1857年にオランダ人医師ポンベ・ファン・メールデルフォールトにより行われた日本初の医学伝習を創基とし、戦争被爆による壊滅の体験を経て、1949年各種専門教育機関を糾合し、5学部1研究所から構成される新制大学として再構築された。</p> <p>大学の理念として「出島を介した『勉学の地』としての誇りと『進取の精神』を受け継ぐとともに、宗教や科学における非人道的な負の遺産にも学び、人々が『平和』に共存する世界を実現するという積極的な意志の下に教育・研究を行う。そして、蓄積された『知』を時代や価値観を越えて継承し、人類を愛する豊かな心を育て、未来を拓く新しい科学を創造することによって、地域と国際社会の平和的発展に貢献する。」を掲げ、現在、10学部7研究科2研究所及び長崎大学病院を有する総合大学に発展している。</p> <p>第3期中期目標期間においては、本学の特色である感染症分野での貢献を基軸に、グローバルヘルスに貢献する大学としての役割を加速してきた。熱帯医学・グローバルヘルス研究科を中心として、ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院との連携で推進する卓越大学院プログラム「世界を動かすグローバルヘルス人材育成プログラム（平成30年度採択）」の実施やBSL-4実験施設の竣工（令和3年度）はその例である。</p> <p>第4期中期目標期間においては、グローバルヘルスに貢献する大学から、地球の健康、すなわち、プラネタリーヘルスに貢献する大学へと進化する。21世紀になり、人間の活動に起因する、気候変動、食糧危機、生物多様性の減少、環境汚染、貧困、格差、パンデミックなどが益々深刻化している。これら現代の地域・環境が抱える諸課題は地球規模で重層化、多様化しており、これらが人間の福利や健康に影響を及ぼすことも明らかになってきている。長崎大学は、人類と地球の抱える多様で相互に関連する問題群の解決に向けて、学際的にその知を結集・創造し、国内外の諸機関等との連携をはかりつつ、プラネタリーヘルスの実現に貢献する世界的“プラネタリーヘルス”教育研究拠点となる。</p> <p>【中期目標及び中期計画】 基本的目標に基づき、中期目標を達成するための具体的な戦略となる中期計画を6</p>

		<p>年毎に策定し公表している。</p> <p>これらの基本的目標、中期目標及び中期計画の策定に当たっては、教職員だけでなく経営協議会学外委員からの意見も取り入れており、長崎大学では第4期中期目標期間において、総合大学としての多様な取組の中に次の2つの独自目標を掲げている。</p> <p>○学内・国内・海外での研究連携を強化し、長崎大学の強みである熱帯医学、感染症、放射線医療科学、核兵器廃絶、各研究分野の更なる強化を目指す。</p> <p>○長崎大学が従来から強みとし、かつ世界で共有される課題を内包する各分野の研究教育活動を、プラネタリーヘルスの特徴である地球規模の環境課題と人間の福利・社会との相互の関連を重視した分野横断的・超学的連携の要素を取り込むことにより強化・推進し、各領域における国内外のネットワークの先駆的あるいは中核的役割を担うことを目指す。</p> <p>また上記独自目標と関連するが、現学長の任期が令和2年10月から令和5年9月末（第2期）までであり、第3期及び第4期中期目標期間を跨ぐ任期となっていることを踏まえ、今期の就任に際し、グローバルヘルスをさらに発展させて「プラネタリーヘルス」という新しい概念を打ち出し、本学の将来を見据えたミッションの中核とすることを宣言しており、この動きに合わせ、「プラネタリーヘルス」実現のため学長任期期間中に取り組む行動を、教育、研究、社会連携、医療、大学経営の5領域に整理し「長崎大学アクションプラン 2020-2023～プラネタリーヘルスへの挑戦～」として策定・公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学の理念・基本的目標」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/university/index.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「中期目標・中期計画」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/check/plan_evaluation/plan/</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学アクションプラン」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/message/assumption/image/actionplan(2020-2023).pdf</p>
<p>補充原則1-2④</p> <p>目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学が掲げる中期目標・中期計画に対して、その進捗状況、検証結果、改善を反映させた結果を、本学HP上で公表している。</p> <p>①進捗状況</p> <p>「業務の実績に関する報告書」・「中期目標の達成状況報告書」により、個々の目標・計画に関する進捗状況を本学HP上で公表</p> <p>②検証結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文部科学省国立大学法人評価委員会による評価結果」を本学HP上で公表 ・「業務の実績に関する報告書」「中期目標の達成状況報告書」で自己評価を行い、本学HP上で公表 <p>③検証結果を基に改善に反映させた結果</p>

		<p>中期目標・中期計画の達成状況にかかる自己評価を実施し、「業務の実績に関する報告書」・「中期目標の達成状況報告書」の中で個々の計画の進捗状況に応じた取組事項を設定し、本学 HP 上で公表</p> <p>また、学校教育法第 109 条第 1 項に基づき令和 2 年度までは検証結果を反映させた「年度計画」を、令和 3 年度からは長崎大学独自の自己点検・評価を実施した報告書を本学 HP 上で公表</p> <p>■長崎大学ホームページ-「自己点検・評価及び第三者評価」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/check/plan_evaluation/check/</p>
<p>補充原則 1-3 ⑥(1) 経営及び教学運営 双方に係る各組織 等の権限と責任の 体制</p>		<p>本学における経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制については、以下のとおり定めるとともに、各組織の審議事項等を規定した規則、本学のガバナンス体制、学長をはじめとする法人経営を担う役員等の氏名・担当分野等を本学ホームページ上で公表している。</p> <p>【学長の職務及び権限】 国立大学法人長崎大学基本規則第 12 条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>【理事の職務及び権限】 国立大学法人長崎大学基本規則第 13 条 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>【執行役員の職務及び権限】 国立大学法人長崎大学基本規則第 23 条の 2 執行役員は、学長の定めるところにより、特定の業務を統括する。</p> <p>【副学長の職務及び権限】 国立大学法人長崎大学基本規則第 24 条 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。</p> <p>■長崎大学規則集-「第 1 編 管理及び運営」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_taikei/r_taikei_01.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「本学のガバナンス体制について」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/governance/index.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「役員、副学長、学長特別補佐」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/director_list/index.html</p>
<p>補充原則 1-3 ⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無</p>	<p>更新あり</p>	<p>長崎大学における人事方針については、本学の理念を踏まえ、大学の先進性及び発展性を強化するため、国内外から有為な人材を幅広く登用し、ダイバーシティを確保するとともに、職員の適切な年齢構成の実現に努めるものとし、「国立大学法人長崎大学における人事の方針」として本学ホームページ上で公表している。</p> <p>なお、この方針に本学では女性教員在籍率として目標値 23% を設定しており、令和 4 年 5 月 1 日現在 24.5% となり目標値を達成している。また、令和 3 年 9 月 1</p>

<p>等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>日より新たに学生・国際担当の女性理事を採用している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「国立大学法人長崎大学における人事の方針」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/images/human_resources.pdf</p>
<p>補充原則 1-3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学における中期的な財務計画については、中期目標・中期計画期間における予算計画、収支計画及び資金計画を本学ホームページ上で公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「中期目標・中期計画」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/check/plan_evaluation/plan/</p> <p>※予算計画・収支計画・資金計画は、中期計画の中に記載している。</p>
<p>補充原則 1-3⑥ (4) 及び補充原則 4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>本学における教育研究の費用及び成果、活動状況や資金の使用状況等については、本学の活動状況や財務状況を財務諸表、事業報告書として本学ホームページ上で公表するとともに、それらの情報をより分かりやすく記載したアニュアルレポートを併せて本学ホームページ上で公表している。また、コストの見える化に関する取組として、財務諸表付属明細書セグメント情報(損益計算上)の詳細版を本学ホームページ上で公表している。</p> <p>また、「教員等総覧データベース」を整備し、教員の研究成果を公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「国立大学法人長崎大学の財務諸表等の公表について」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/open/index.html</p> <p>■長崎大学研究者等総覧データベース https://researchers.ir.nagasaki-u.ac.jp/index.php</p>
<p>補充原則 1-4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を策定しており、本学の経営を担い得る人材を計画的に育成することとしている。</p> <p>① 理事、経営協議会学内委員及び将来の経営等を担う人材として期待される職員に、経営等に関する研修の受講機会を提供するなどにより、必要な知識の研鑽の機会を設ける。</p> <p>② 将来の経営等を担う人材として期待される職員に、学域長、部局長、センター長等を経験させることにより、経営や教育・研究に関する政策判断に必要な能力を育成する。</p> <p>③ 優秀な若手職員に、経営等に関わる職を経験させることにより、中長期的な視点に立って計画的に育成する。</p>

		<p>これにより、次代の経営等を担い人材として期待される職員を令和2年10月1日から学長補佐として任命し、経営等に関わる職務を経験させている。</p> <p>なお、当該方針は本学HP上で公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」</p> <p>http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/images/development_of_human_resources.pdf</p>
<p>原則2-1-3</p> <p>理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長を補佐する人材として理事（総務担当、財務・施設担当、教学担当、研究・社会連携・戦略企画担当、学生・国際担当、基金・校友会・経営改革担当及び広報担当）7名と副学長（学生担当、入試・地域教育連携担当、高大接続・入試広報担当、産学連携担当、新型コロナウイルス感染症対策担当、広報担当、ダイバーシティ推進担当及び情報担当）8名を置き、それぞれの理事や副学長が連携し、学長の業務執行をサポートしている。また、学長特別補佐として感染症研究出島特区担当、BSL-4担当及び国際交流担当の3名を置いている。なお、理事及び副学長については、業務に対する重点ミッション及び達成指標を設定し、その進捗状況を、理事においては1年ごとに、役員懇談会においてアクションプランの進捗状況と併せ報告し、副学長については、毎月、学長、関連理事、監事が参加する業務報告会において報告し、所掌の枠を越えた助言や支援を受け、必要に応じて課題等を見直す取組みを行っている。</p> <p>理事、副学長等の職務・権限については「国立大学法人長崎大学基本規則」で規定し、具体的な責任・権限を定め本学HPに掲載するとともに、学長のビジョンを実現するための理事や副学長の主な業務についても本学HP上で公表している。さらに人材の確保、育成については、「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を策定しており、学内外から適任者を確保して長期的な視点に立った育成に取り組むこととしている。</p> <p>■長崎大学規則集-「国立大学法人長崎大学基本規則」</p> <p>https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000001.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「役員、副学長、学長特別補佐」</p> <p>http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/director_list/index.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」</p> <p>http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/images/development_of_human_resources.pdf</p>

<p>原則 2-2-1 役員会の議事録</p>	<p>更新あり</p>	<p>役員会は、「長崎大学役員会規則」に基づき、学長及び理事によって構成され、原則月1回開催されて本学の重要事項を審議しており、学長の意思決定を支えている。</p> <p>また、同会議の議長である学長は、役員懇談会（原則毎週開催）を事前に開催し、構成員間での十分な検討・討議を行うとともに、緊急時には臨時役員会を開催するなど、適時かつ迅速な審議が可能な体制を整備している。なお、役員会議事要録は、本学HP上で公表している。</p> <p>■長崎大学役員会規則 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000002.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「役員会-議事要録」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/conference/director/index.html</p>
<p>原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」として①ダイバーシティの意識の醸成、②ワークライフシナジーを生み出す環境の整備、③採用・育成・登用における男女共同参画の実現を掲げており、本学全体のダイバーシティを推進している。女性教員在籍率として目標値23%を設定し、令和4年5月1日現在24.5%となり目標値を達成している。また、令和3年9月1日より新たに学生・国際担当の女性理事を採用している。</p> <p>また、「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」を策定し、多様な分野における豊富な知識や経験を経営及び教学運営に活用し経営層の厚みを確保するため、外部からの人材を理事として積極的に登用することとし、令和3年4月1日より新たに外部から基金・校友会・経営改革担当の理事を採用している。</p> <p>さらに、経営協議会学外委員の選任に当たっては、「長崎大学経営協議会規則第3条第1項第4号に規定する委員の選任に関する基本方針」を策定し、委員の多様性を高め従来の考え方に捉われない経営を実現するため、知見を持つと考えられる領域や出身業界等のバランスを考慮し、令和4年4月に1名の委員の交代を行った。</p> <p>なお、これらの方針及び選任した役員等及びその経歴を本学HP上で公表している。</p> <p>■長崎大学ダイバーシティ推進センターホームページ-「長崎大学におけるダイバーシティ推進の基本方針」 https://www.cdi.nagasaki-u.ac.jp/basic_policy/</p> <p>■長崎大学ホームページ-「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/images/development_of_human_resources.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学経営協議会学外委員の選任に関する基本方針」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/image/policy20220516.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「役員、副学長、学長特別補佐」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/director_list/index.html</p>

<p>補充原則 3-1-1</p> <p>1①</p> <p>経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>経営協議会の学外委員の選任に当たっては、「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」及び「長崎大学経営協議会学外委員の選任に関する基本方針」において、選考の方針、構成、人数、選考方法等の基本的な事柄を規定しており、本学 HP 上で公表している。</p> <p>また、学外委員がその役割を十分に果たすための運営上の工夫として、学外委員が協議を希望する事項を事前に聴取した中から、毎回 1 事項程度をピックアップして協議することとしている。さらに、限られた時間を有効活用するため、報告事項は資料配布のみとし、協議事項に充てる時間を十分に確保する工夫を行っている。</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学経営協議会規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000004.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「国立大学法人長崎大学における経営及び教学運営を担う人材の確保・育成方針」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/philosophy/images/development_of_human_resources.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学経営協議会学外委員の選任に関する基本方針」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/image/policy20220516.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-1</p> <p>1①</p> <p>法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>「長崎大学学長候補者の選考に関する規則」の規定に基づき、学長選考・監察会議は学長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、意向投票を廃止し、同会議の権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に学長を選考している。</p> <p>また、選考基準となる「求めるべき学長像」を本学 HP 上で公表し、「長崎大学学長候補者の選考に関する規則」第 12 条第 3 項に基づき、学長候補者に関する選考結果、選考過程及び選考理由を本学 HP 上で公表している。</p> <p>【求めるべき学長像】</p> <p>○人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動等について、これまでの歩みを踏まえ、更に発展させるべく適切かつ効果的に運営できる能力を有する者</p> <p>○総合大学としての長崎大学の将来像について明確なビジョンと情熱を有し、強力なリーダーシップを発揮し、長崎大学の目的の達成に向けて着実に実行する能力を有する者</p> <p>【選考の観点】</p> <p>1 大学の理念を推進する資質・能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来を切り開く創造力を有すること ・優れた総合的マネジメント能力を有すること ・リーダーシップと大学構成員とのコミュニケーション力を有すること

		<p>2 大学改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確なビジョンを示し、教育、研究、人事・財務マネジメント等に関して抜本的な改革を推進するとともに、大学経営力を強化できること <p>3 中期目標・中期計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確なビジョンを踏まえ、中期目標に基づく中期計画を作成し、適切に実行できること <p>4 地域活性化とグローバル化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域及び国際社会の発展に貢献するための具体的戦略を有し、適切に情報発信ができること <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長選考・監察会議規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000003.html</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長候補者の選考に関する規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000482.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学長候補者選考関係」 (求めるべき学長像) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/file/02.pdf (次期学長候補者の決定について) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/file/06.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学長選考・監察会議議事要旨」(第57回：学長候補者の選考について) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/selection/file/selection57.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-1③</p> <p>法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	<p>更新あり</p>	<p>次期学長の任期については、平成31年1月及び3月開催の学長選考会議で検討した結果、その期間を現学長の任期「3年」から「4年」に変更し、「長崎大学学長任期規則」第2条第1項において規定している。また、再任の可否や上限設定の有無についても平成31年3月開催の同会議における検討の結果、「再任は2年の1回限り」とし、「長崎大学学長任期規則」第2条第2項において記載している。</p> <p>これら学長の任期や再任を可能とする場合の上限を設けた理由は、大学運営は中長期的なビジョンに基づくことが前提であり、また、学長は在任期間中において自らのミッションを踏まえて確実に目標を達成することが必要である点を重視し、6年をスパンとすることが適切であり、その上で、国立大学を取り巻く情勢の変化に対応するとともに当該目標の達成状況等を6年の中間で審査する仕組みとしたためである。</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長選考・監察会議規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000003.html</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長任期規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000431.html</p>

		<p>■長崎大学ホームページ-「学長選考・監察会議議事要旨」 (第46回：学長の任期に関する検討結果) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/selection/file/selection46.pdf</p> <p>(第47回：学長の任期に関する検討結果) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/selection/file/selection47.pdf</p>
<p>原則3-3-2 法人の長の解任を 申し出るための手 続き</p>		<p>「長崎大学学長の解任の申出に関する規則」に基づき、学長の解任を申し出るための 手続を整備し、本学 HP 上で公表している。</p> <p>【解任の申出の要件】</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反があるとき。 (3) 職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、学長 に引き続き職務を行わせることが適当でないとき。 (4) その他学長たるに適しないとき。</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長の解任の申出に関する規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000484.html</p>
<p>補充原則3-3-3② 法人の長の業務執 行状況に係る任期 途中の評価結果</p>	<p>更新あり</p>	<p>平成31年4月22日に開催された学長選考会議において、現学長に係る「長崎大 学長の業務執行状況の確認に関する基本方針について」を定め、学長の業務執行状況 の確認を、本学学長の任期（3年）を踏まえ、1年6か月経過後、なるべく早い時期 に開催される同会議において実施することとした。</p> <p>この方針に基づき、現学長の任期3年（任期：平成29年10月1日～令和2年9月 30日まで）の業務執行状況の確認を令和元年6月開催の学長選考会議において、再任 後の任期3年（令和2年10月1日～令和5年9月30日まで）の業務執行状況の確認 を令和4年6月開催の学長選考・監察会議において行い評価（中間評価）を実施し た。</p> <p>その評価の結果については、学長本人に提示するとともに、本学ホームページにお いて公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学長の業務執行状況の確認結果」 (任期：平成29年10月1日～令和2年9月30日まで) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/file/gyoumu20190806-2.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学長の業務執行状況の確認結果」 (令和2年10月1日～令和5年9月30日まで) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/file/gyoumu20220722.pdf</p>

<p>原則 3-3-4</p> <p>学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>学長選考・監察会議委員の選任方法等について定めた「経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考に関する基本方針」及び「教育研究評議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考に関する基本方針」を策定し、これらの基本方針に基づき学長選考・監察会議委員を選出するとともに、これらの基本方針及び委員選出に係る議事要録を本学 HP 上で公表している。</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長選考・監察会議規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000003.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考に関する基本方針」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/image/policykeieikyongi.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「経営協議会議事要録」(第 127 回：長崎大学学長選考・監察会議委員の選出について) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/management/2022/file/keiei127.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「教育研究評議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考に関する基本方針」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/image/policykyoikukenyu.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「教育研究評議会議事要録」(第 228 回：長崎大学学長選考・監察会議委員の選出について) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/conference/education/2022/file/kyoikukenyu228.pdf</p>
<p>原則 3-3-5</p> <p>大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>	<p>更新あり</p>	<p>長崎大学学長選考・監察会議は、本学が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事の設置に関する検討を適宜行うこととしている。</p> <p>なお、令和元年 10 月開催の同会議においては、当該理事の設置を行うべき積極的な事情が見当たらないとの結論となっているが、今後の検討により当該理事の設置を行う場合は、その検討結果に至った理由を公表予定としている。</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学学長選考・監察会議規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000003.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学長選考・監察会議議事要旨」(第 51 回：大学統括理事の設置に関する検討結果) http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/conference/selection/file/selection51.pdf</p>

<p>基本原則 4 及び 原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学はその多岐に渡る活動について、多様なステークホルダーからの理解と支持を得ることでその透明性を確保するため、「長崎大学広報ポリシー」に基づき、広報対象者、内容等に応じた広報手法（プレスリリース、本学公式 HP、SNS、広報誌、学内外での行事等）を適宜選択することにより、適切に情報を公表している。</p> <p>「長崎大学における内部統制に関する規則」に基づき、学長を内部統制推進責任者とした内部統制システムを構築している。また、学長が指名した理事を同システム推進担当理事とし、内部統制委員会を設置している。同委員会では、同システムの改善策等について年に 1 回以上審議を行い、必要に応じて役員会又は教育研究評議会に付議することで、内部統制システムやリスクの回避・低減、緊急時の迅速な情報伝達・意思決定などを含むリスク管理体制を適切に運用するとともに、継続的にその見直しを図っている。これらの運用体制については、本学 HP 上で公表している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学広報ポリシー」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/kouhou/file/policy.pdf</p> <p>■長崎大学規則集-「長崎大学における内部統制に関する規則」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000724.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学における内部統制について」 http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/Internal_control/index.html</p>
<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学の多岐に渡る活動について、多様なステークホルダーからの理解と支持を得ることでその透明性を確保するため、「長崎大学広報ポリシー」を策定し、広報対象者、内容等に応じた広報手法（プレスリリース、本学公式 HP、SNS、広報誌、学内外での行事等）を適宜選択することにより、適切に情報を公表するとともに、ステークホルダーにわかりやすく公表する工夫を行っている。</p> <p>例えば、本学公式 HP においては「グローバルメニュー」に本学の基本となる事項を、「訪問者別メニュー」に主なステークホルダーごとの入口を設定し、関連する情報、活動内容等を公表している。さらに、本学の活動で特に注目してもらいたい事項等については、「Pick up」「News」「Events」「Research」や SNS により積極的に発信している。</p> <p>特に重要な取組や成果等については、直接報道機関に説明し社会に発信するため、学長定例記者会見を開催するとともに、その他の取組等についても、随時プレスリリースを行っている。また、事故、事件、懲戒処分等の情報については、社会に対し説明責任を果たすため、記者会見やプレスリリースを行っている。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学広報ポリシー」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/kouhou/file/policy.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「広報」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/kouhou/index.html</p>

		<p>【参考：SNS アドレス】</p> <p>《twitter》 https://twitter.com/NU_kouhou</p> <p>《Facebook》 https://www.facebook.com/nagasaki.univ</p> <p>《Instagram》 https://www.instagram.com/nagasakiuniversity/</p> <p>《YouTube》 https://www.youtube.com/user/NagasakiUniv</p>
<p>補充原則 4-1①</p> <p>対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学はその多岐に渡る活動について、多様なステークホルダーからの理解と支持を得ることでその透明性を確保するため、「長崎大学広報ポリシー」に基づき、広報対象者、内容等に応じた広報手法（本学公式 HP、SNS、広報誌、学内外での行事、報道機関等）を適宜選択することにより、適切に情報を公表している。</p> <p>また、学生の利便性向上を目的に、「重要なお知らせ」や「休講補講連絡」を盛り込んだ、【長崎大学公式アプリ】を令和2年12月に本格導入し、学生等へ情報を提供している。</p> <p>■長崎大学ホームページ-「長崎大学広報ポリシー」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/kouhou/file/policy.pdf</p> <p>■長崎大学ホームページ-「広報」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/kouhou/index.html</p> <p>■長崎大学公式アプリ https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/campuslife/guide/nagasaki-u/index.html</p>
<p>補充原則 4-1②</p> <p>学生が享受できた教育成果を示す情報</p>	<p>更新あり</p>	<p>本学は、「学校教育法施行規則」第172条の2及び「教育職員免許法施行規則」第22条の6に基づき、3ポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）やカリキュラム・ツリー及び進路状況を含めた情報を、本学ホームページ上で公表している。この方針により、本学の卒業・修了者が身につけるべき能力・資質を示しており、学位授与までに、学生等はこの目標に到達することを課している。</p> <p>また、学生の進路状況や生活状況等について、学生生活調査で学生の満足度を調査し本学ホームページ上で公開している。</p> <p>なお、学生等が教育成果を享受することができたかを調べるため、授業実施期間（セメスター又はクォーター）毎に、他学生との協働作業の有無や授業で身についた事項についての質問項目を含む受講ふり返り（旧授業アンケート）を実施しており、その集計結果を教職員及び学生に公開している。さらに、学修状況調査により大学入学後の満足度や経済状況等を毎年度調査し、また、卒業生調査によりどのような教育成果を享受することができたか等について4年に1回調査し、これらの集計結果を教職員及び学生に公開している。</p>

		<p>■長崎大学ホームページ-「教育情報の公表」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/education/index.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「3つのポリシー」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/education/policy/policy.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「就職・進路状況」 https://www.career.nagasaki-u.ac.jp/guide/status/</p> <p>■長崎大学ホームページ-「学生生活調査」(学生満足度に関する調査を含む) https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/campuslife/guide/studentlife/index.html</p> <p>■長崎大学ホームページ-「カリキュラム・ツリー」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/campuslife/course/curriculumtrees/index.html</p>
--	--	---

<p>法令等に基づく 公表事項</p>	<p>本学における下記の法令等に基づく公表事項について、以下のとおり本学ホームページ上で公表している。</p> <p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報 長崎大学ホームページ-「法定公開情報」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/legal/index.html</p> <p>■学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報 長崎大学ホームページ-「教育情報の公表」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/education/index.html</p> <p>■教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する情報 長崎大学ホームページ-「教職課程に関する情報」 https://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/guidance/disclosure/published/education/teacher/index.html</p> <p>■公文書等の管理に関する法律第 13 条第 2 項に規定する情報 長崎大学規則集-「長崎大学法人文書管理規程」 https://www1.g-reiki.net/nagasaki-u/reiki_honbun/x893RG00000609.html</p> <p>■医療法施行規則第 7 条の 2 の 2 及び同規則第 7 条の 3 に規定する情報 長崎大学病院ホームページ-「病院長選考について」 http://www.mh.nagasaki-u.ac.jp/kouhou/about/archivement/pdf/jyouhoukoukai/inchousenkou/index.html</p> <p>■医療法施行規則第 15 条の 4 第 2 号に規定する情報 長崎大学病院ホームページ-「安全管理のための指針：長崎大学病院医療安全監査委員会について」 http://www.mh.nagasaki-u.ac.jp/kouhou/about/about/#:~:text=長崎大学病院医療安全監査委員会について</p>
-------------------------	--